

千葉北部地域森林計画及び千葉南部地域森林計画の変更について

地域森林計画は、森林法に基づき知事が「全国森林計画」に即して、計画区別に5年ごとに樹立する10年計画であり、県の森林づくりの理念や方向性、森林の整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積の計画量等を示すとともに市町村長がたてる「市町村森林整備計画」の策定の指針となるものです。

本県には、千葉北部、千葉南部の2つの計画区がありますが、今年度「全国森林計画」が変更されたこと等に伴い、両計画の変更を行います。

1 計画区の概要

(1) 北部計画区（今年度変更）

- 計画期間 : 平成30年4月1日～令和10年3月31日
- 計画対象森林: 千葉・東葛飾・印旛・香取・海匝・山武・長生地域の民有林
(区域面積: 60,427ヘクタール)

(2) 南部計画区（今年度変更）

- 計画期間 : 令和2年4月1日～令和12年3月31日
- 計画対象森林: 夷隅・安房・君津地域の民有林
(区域面積: 84,849ヘクタール)

2 手続き

- 計画(案)の公告・縦覧 令和3年10月27日～11月28日 (意見なし)
- 国・市町村長等への意見照会 (照会中・事前の調整済み)
- 森林審議会への諮問 令和3年12月17日
- 農林水産大臣への協議・回答 (12月中旬)
- 計画の樹立 (12月末)

3 変更の概要

(1) 国の計画等の改正等に伴うもの

森林・林業基本計画、全国森林計画の変更及び伐採及び伐採後の造林の届出の様式変更に伴い、地域森林計画の一部を変更。

【全国森林計画等の主な変更点】

- ①近年主伐が進む中で再造林の促進
- ②粗雑に作設された集材路等からの土砂流出対策
- ③更新されていない伐採跡地への対策 に関する追記・修正。

【全国森林計画等の変更の背景】

人工林が利用期を迎え主伐が進む中、一部の林業地域では大面積での伐採や伐採箇所の造林の未実施、また粗雑に作設された集材路からの崩落の発生。

→適切な伐採と更新の確保を図る。

(2) 県独自の改正点

令和元年房総台風被害への対策として、道路や電線等のインフラ施設等の周辺における森林整備について追記。

4 主な変更内容

(1) 国の計画等の改正等に伴うもの

- ・ P. 27 (Ⅲ-第3-1 (1)) 立木の伐採 (主伐) の標準的な方法に関する指針

「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整第1157号林野庁長官通知(以下、国伐採・搬出指針という。))に基づいた伐採・搬出の内容(集材路作設方法や大面積皆伐を避けること)を追記。

P. 39 (Ⅲ-第3-5 (5)) ア 林産物の搬出方法 にも同じ内容を記載。

- ・ P. 31 (Ⅲ-第3-2 (3)) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

天然更新が期待されない森林については、人工造林を実施すること。市町村森林整備計画において更新植栽を必須とする伐採跡地の基準を定めることを追記。

- ・ P. 37 (Ⅲ-第3-4 (2)) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び施業の方法の指針

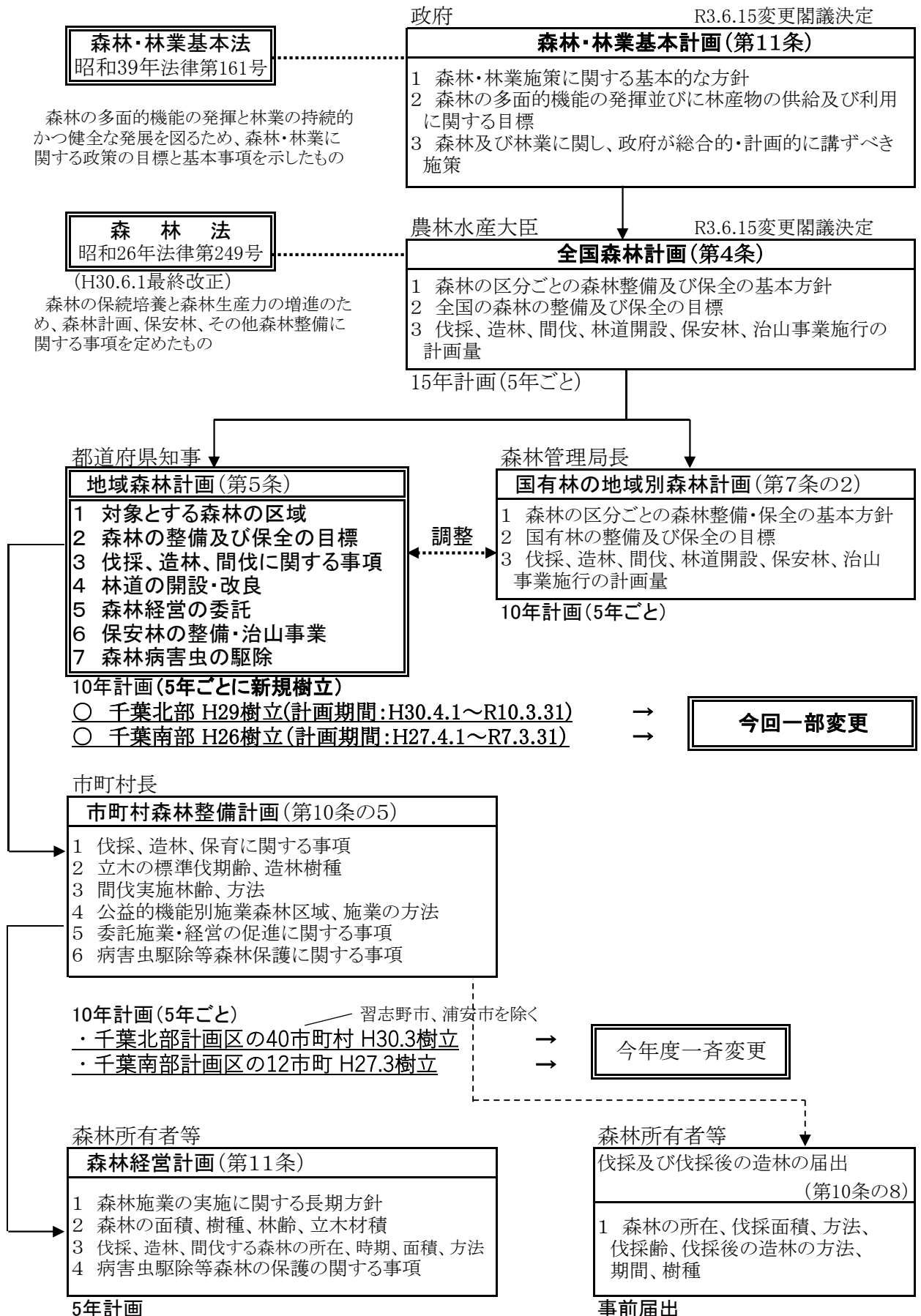
特に効率的な施業が可能な森林の区域の基準を追記。また、この森林の伐採後は原則人工造林とすることを記載。

(2) 県独自の改正点

- ・ P. 28 (Ⅲ-第3-2 (1) 及び (2)) 造林に関する事項

インフラ施設等の周辺における造林方法及び天然更新については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や普及指導員等の技術的助言等を参考に選択する旨を追記。

森林計画の体系図

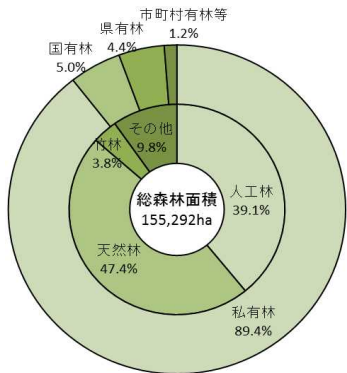


千葉北部地域森林計画(計画期間:H30. 4. 1~R10. 3. 31)及び 千葉南部地域森林計画(計画期間:R 2. 4. 1~R12. 3. 31)の概要

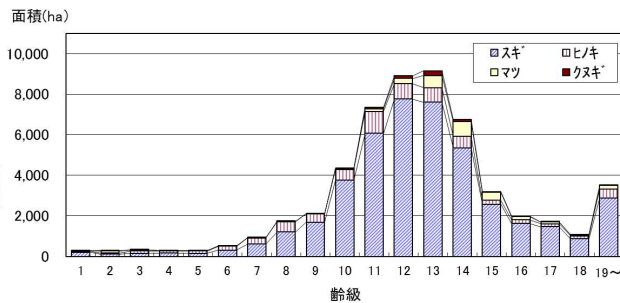
1 森林計画区の概況

	北部	南部
対象区域	千葉・東葛飾・印旛・香取・海匝・山武・長生地域 40市町村	夷隅・安房・君津地域 12市町
区域面積	341,658 ha	174,090 ha
土地利用	森林 18%、農地 30%、宅地 19%、その他	森林 54%、農地 14%、宅地 8%、その他
森林面積	62,733 ha	92,559 ha
所有形態	私有林 97%、県有林 2%、市町村有林 1% 国有林 0.1%	私有林 84%、県有林 6%、市町村有林 1% 国有林 8%
計画対象民有林	62,689 ha	84,848 ha
内訳	人工林 40%、天然林 44%、その他 16%	人工林 37%、天然林 51%、その他 12%
人工林構成	スギ81%、ヒノキ7%、マツ10%、クスギ1%	スギ82%、ヒノキ15%、マツ2%、クスギ1%

○森林現況の面積割合



○人工林の年齢・樹種別配置



2 計画の基本的な考え方

- 【主旨】
 ※森林資源の循環利用と公益的機能の一層の発揮を図るため、**育成複層林化**を進める。
 ※森林を取り巻く環境の変化に**柔軟に対応できるように**、多様な森づくりを推進する。

(1) 基本方針

森林の多面的な機能発揮への県民の要請に応えるために、環境的・経済的・社会的持続性のバランスを考慮し、高齢化が進んだ**森林資源の循環利用**を進めるため、以下の誘導の考え方に基づき森林の整備、保全を進める。

(2) 森林区分の考え方

- 期待する機能の発揮に向けた森林の誘導については、育成のための人為の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに考える。
- ①育成単層林・・・主に木材利用を進めるため単一の樹冠層を構成し、人為により維持される森林
 - ②育成複層林・・・複数の樹冠層を構成し、人為により維持される森林
 - ③天然生林・・・主として自然の力により維持される天然林

(3) 森林区分に応じた誘導の考え方と到達すべき森林資源量

- ①育成単層林のうち、林地生産力が低く急傾斜である森林は**育成複層林化を図る**。
- ②育成複層林は、公益的機能発揮のため引き続き維持することを基本とする。
- ③天然生林のうち、公益的機能発揮のため維持管理が必要な森林は育成複層林化を図る。

【北部地域森林計画区の森林資源量 H30⇒R10】

区分	現況	目標	増減	
面積 (ha)	①育成単層林	24,058	24,048	10減
	②育成複層林	137	270	133増
	③天然生林	26,552	26,510	42減
	合計	50,747	50,828	81増
森林蓄積(m3/ha)	202	216	14増	

【南部地域森林計画区の森林資源量 R2⇒R12】

区分	現況	目標	増減	
面積 (ha)	①育成単層林	32,129	32,115	14減
	②育成複層林	110	792	682増
	③天然生林	42,127	42,057	70減
	合計	74,366	74,964	598増
森林蓄積(m3/ha)	225	234	9増	

3 主な計画内容

(1) 主な内容 (追加・改訂事項は赤字アンダーライン)

【森林施策の考え方】

多様な機能を発揮する森林を持続的に管理
 自然環境、森林機能、地域性からみだ目指すべき森林像、
 環境・資源施策の統合化、地域組織の形成、グリーン・ファイナード構築
 市町村と連携し森林環境譲与税や森林経営管理制度を活用
 森林情報の高度利用(森林クラウド活用等)
 公益機能発揮のため間伐等推進、循環利用・森林認証促進
 多様な樹種活用、地域組織による合意形成
 重要インフラ等周辺森林の適正管理の推進
 東日本大震災の復旧、森林区分に応じた森林の維持
 誘導の考え方(育成単層林、天然生林の一部は育成複層林へ誘導)

【伐採、造林、間伐等の指針】

主伐の標準的な方法、**標準伐期齢**、**植栽樹種・密度**、**間伐方法**
保育の標準的な方法、将来の危険分散として多様な森づくりに配慮
 公益的機能別施業森林の整備指針、林道開設、路網密度等

【委託による整備等の方針】

森林組合等による経営受委託の促進、
 森林経営管理制度の活用促進
林産物の利用促進、**林業事業者の体質強化**

【森林の保全に関する方針】

林地開発制度、保安林制度の適切な運用、
 治山事業の実施(台風被害地の対策等)
 鳥獣害防止、病害虫防止(溝腐病、ナラ枯れ等)の実施

(2) 国の目標を実現するための計画量 (10年間)

単位 材積:千m3, 面積:ha, 開設量:km

森林計画区	伐採立木材材積			造林面積		林道開設量	保安林面積				治山施工地
	総数	主伐	間伐	人工造林	天然更新		総数	水源かん養	災害防備	保健等	
千葉北部	450	216	234	641	182	3	2016	488	2123	1046	47
千葉南部	604	176	428	763	343	75	10,062	8,244	1,928	2,979	79

森林計画制度の見直しに伴う全国森林計画・地域森林計画・市町村森林整備計画の変更点

課 題	木材需要が増加している中で、再造林の実施をより効果的に促進する		更新方法の検討が十分でなく計画した天然更新が完了していないケース
森林・林業基本計画 (R3.6.15閣議決定)	特に植栽による更新に適した区域の設定		届出書や状況報告書作成に係る伐採権者と造林権者の役割等の明確化 一定以上の面積で天然更新が計画された場合の現地確認等を推進
全国森林計画 (R3.6月閣議決定)	<p>(II 2 (1) 公益的機能別施業森林等の設定の考え方)</p> <p>木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定する。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性も踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。</p> <p>((2) 公益的機能別森林施業等に関する事項)</p> <p>また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。さらに、地域における森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能な資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行う。</p>		<p>(II 1 (3) ア 人工造林)</p> <p>なお、苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー (第2世代精英樹等) 等の苗木や少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努める。</p> <p>(II 1 (3) 造林)</p> <p>天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとする。伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図る。</p> <p>(イ 天然更新)</p> <p>天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行う。</p>
地域森林計画 運用通知 (R3.9.30 3林整計第296号)	<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域を定めるに当たっての基準及び当該区域内における施業の方法を定めるに当たっての指針その他必要な事項を定めること。</p> <p>特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行う旨を記述する。</p>		<p>苗木の選定に当たっては、成長に優れたエリートツリーや少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努める旨を記載するものとする。</p> <p>植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められる旨を記述する</p>
地域森林計画改正案	<p>III-第3-4-(2)-ア 区域の設定の基準</p> <p>林木の生育が良好な森林で地形、地利等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域」として設定することとします。また、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等からの距離等の社会条件、森林の一体性を勘案し、特に効率的な森林施業が可能な森林を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定することとします。</p> <p>【中略】</p> <p>III-第3-4-(2)-イ 施業の方法に関する指針</p> <p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、適切な保育及び間伐等を推進することを基本とします。</p> <p>この場合、森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとします。</p> <p>また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則、植栽による更新を行うこととします。</p>		<p>III-第3-1-(2) 立木の標準伐期齢に関する指針</p> <p>【中略】</p> <p>特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。</p> <p>III-第3-2-(1)-ア 人工造林の対象樹種に関する指針</p> <p>【中略】</p> <p>なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種や等の苗木や供給状況に応じて、特定苗木を活用するよう努めることとします。</p> <p>III-第3-2-(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針</p> <p>植栽により造成された森林、ぼう芽更新に適した樹種や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、林床や地表の状況、病虫害等の発生状況等により、天然更新が期待されない森林については、人工造林による適確な更新を確保することとします。</p> <p>なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準を定めるものとします。</p>
市町村森林整備計画 運用通知 (R3.7.25 3林野計第305号林野庁長官通知)	市町村計画において、木材生産機能維持増進森林のうち特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を特定 ^{※1} し、人工林の皆伐跡地は植栽を原則とする		「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」について、あらかじめ対象とする森林の区域のほか、植栽を必須とする森林の基準を記載
市町村森林整備計画 ひな型	<p>(木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法、別表1)</p> <p>(1) 区域の設定</p> <p>林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として、【別表1】のとおり定めます。</p> <p>また、同区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を、特に効率的な施業が可能な森林として、【別表1】のとおり定めます。</p> <p>(2) 施業の方法</p> <p>木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。</p> <p>なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。</p>		<p>(樹種別の立木の標準伐期齢 表注)</p> <p>3)特定苗木などの成長に優れた苗木においては、上記標準伐期齢を適用せず、調達が可能となった時点で、その特性に応じた標準伐期齢の設定を検討することとします。</p> <p>(人工造林の対象樹種 注)</p> <p>～</p> <p>なお、スギやヒノキによる人工造林に当たっては、花粉症対策に資する少花粉品種等の苗木や、供給状況に応じて特定苗木の活用に努めることとします。</p> <p>(植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項)</p> <p>(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準</p> <p>地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、以下の森林を基本とします。</p> <p>① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。</p> <p>② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。</p> <p>③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。</p> <p>④ 病虫害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。</p> <p>⑤ 保安林</p> <p>ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとします。</p> <p>なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとします。</p> <p>(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在</p> <p>(1)の基準による森林のうち、その所在が明らかなものについて記載します。</p> <p>森林の区域 備考 該当なし 注)保安林を除く。</p>
制度改正			伐採届出制度の改正

※1プログラムを国が開発中(来年度)、森林整備事業の優遇は検討中(不明)、間伐等特措法での特定植栽促進区域との調整が必要

課題	皆伐地において粗雑に作設された集材路からの土砂の流出・崩壊の発生		
森林・林業基本計画 (R3.6.15閣議決定)	集材路の作設など搬出方法に対する指導体制の確立		
全国森林計画 (R3.6月閣議決定)	(II1(1)立木竹の伐採(間伐を除く。)) 主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑える。	(II3(1)林道等路網の開設) また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。	(II3(2)林産物の搬出の方法) 林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。
地域森林計画 運用通知	傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な搬出の方法を定める「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえた方法を記述する。	林道等の開設に当たっては、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する旨を記述する。	
地域森林計画改正案	III-第3-1-(1)立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針 主伐は、【中略】 また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めて伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとします。 なお、集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認したうえで配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。 ア 皆伐 皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとし、次のとおり実施することとします。 (ア)皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、 大面積での皆伐を避け 、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮したうえで、適確な更新を図ることとします。	III-第3-5-(1)林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 林道等路網については、次の表に示す「林道」、「林業専用道」、「森林作業道」からなるものとし、 また、林道等路網の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に森林施業や木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進することとします。 その際、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しつつ、林道等路網を適切に組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。	III-第3-5-(5)林産物の搬出方法等 ア 林産物の搬出方法 集材路作設等に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)」に従い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えるものとし、 イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法 該当なし
市町村森林整備計画 運用通知	市町村森林整備計画に国が定める主伐時における伐採搬出指針等に則して集材することを位置付け		
市町村森林整備計画 ひな型	(立木の伐採(主伐)の標準的な方法) 【中略】 なお、「皆伐」「択伐」ともに以下のア～オに留意するものとします。 ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとします。 イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。 ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとします。 エ 幼齢林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとします。 オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項に留意します。また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、上記指針を踏まえ、現地に適した方法により行うこととします。		
制度改正			

県の災害に強い森づくりにおける 森林整備関連
III-第3-2-(1)-ア 人工造林の対象樹種に関する指針 【中略】 また、将来にわたって森林経営や森林を良好な状態に維持するための危険分散としての多様な森林づくりに配慮して、スギ・ヒノキ・クヌギを主体に定めるものとし、 その他の樹種を造林しようとする場合には、森林の風倒被害対策の技術資料(案)等を参考に選定することとします。 上記以外の樹種についても必要に応じ指針を定めるものとします。 ※ 他に植栽密度等の部分にも追記あり
(人工造林の対象樹種、標準的な方法、天然更新の対象樹種) ・道路や電線、公共施設等の周辺における造林方法及び天然更新については、森林の風倒被害対策の技術資料(案)や県の普及指導員等の技術的助言等を参考に選択する。